

午前11時31分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第 2 議案第75号「財産(土地)の取得について」
を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第75号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)で高森近隣公園を整備し、隣接する川南運動公園とあわせてスポーツキャンプを誘致して交流人口の増加を図り、また町民のレクリエーションの場として地域活動にも気軽に利用できる多目的広場とするため、公園用地を取得したく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び川南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年川南町条例第16号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、詳細につきましては、総合政策課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 補足説明があれば、これを許します。

○総合政策課長(諸橋 司君) 議案第75号につきまして、その補足説明を申し上げます。

高森近隣公園用地費につきましては、平成22年度予算で計上しておりましたが、都市計画決定、都市計画事業認可及び相続に関する手続で時間を要しておりましたため、平成23年3月議会で、平成23年度に予算を繰越しをしております。契約の相手は、黒木ノブエさんで、買受面積7,649平方メートル、買受金額1,759万2,700円でございます。高森近隣公園は、面積約2.8haで、サッカー場なら1面、ソフトボール場なら2面とれる多目的広場として、また駐車場(60台分)、トイレも整備をいたします。以上で補足説明を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから、本議題について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案75号「財産(土地)の取得について」質問いたします。これはですよ、あの、先ほどから出てました大久保地区の財産取得と、こう、照らし合わせてですね、高いような気がいたしますが、その辺はどうでしょう。

○総合政策課長(諸橋 司君) ええっと、高森近隣公園のですね、取得金額につきましては、平米2,300円で買い受けを予定しております。以上です。

○議員(河野 幸夫君) 土地価格は、ええっとこれは、山林で、7,649平米ですよ。で、取得価格は1,759万2,700円。と、大久保の場合は、面積的にも9,823平米あるんですよ。それ、それと比べてですね、随分高く購入されてるような気がいたしますが、その辺はどうですかね。

○建設課長(村井 俊文君) 河野議員の御質問にお答えいたします。あの、高森近隣公園のですね、ま、用地の単価につきましては、鑑定を入れております。あそこはあの、前はですね、山

でしたけど、あの、残土で埋めてですね、今、雑種地になっております。で、それで鑑定評価がですね、ええ、ま、あそこの県道沿いでございますが、平米の7,800円ということですね、出ております。今回の2,300円につきましては、これは平成10年度にですね、あの、住宅用地で、後牟田の遺跡が出まして中止になってますが、あすこの単価が2,300円でございますので、あれを参考にして買収しております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、総務常任委員会に付託します。

日程第 3 議案第62号 「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」

日程第 4 議案第63号 「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」

日程第 5 議案第64号 「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」

日程第 6 議案第65号 「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。これから、本4議案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号について、「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」を質問いたします。この条例は、何のためにこの条例が必要なのか。この条例によって、どこの職場に何の職種が採用されるのか、今後このような形での職員採用になるのか、お尋ねします。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。議案62号につきましてはですね、専門的な知識、経験等を有する者を任期を定めて採用する場合の条例でございます。当面ですね、町では該当する箇所はないと思いますけども、将来的には、ま、あの、栄養士さんとかですね、保健師さん、そちらのほうに該当してくる可能性があるということですね、条例を整備させていただいておくものでございます。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 当面は、このような職員は採用されないということですね。今後、あの、不安定的な、あの、職員の採用になるんじゃないかと心配しております。あの、不安定な職種っていうか知らん。今、栄養士とか、あの、保健師とか言われましたけど、かえってあの、いろんな、形態の採用になって混乱が生じるんじゃないかって心配してるんですが、そのようなことはございませんか。

○総務課長(吉田 一二六君) 内藤議員の御質問に再度お答えしたいと思います。今のとこ

ろですね、臨時で雇ってる関係等もございまして、今のところですね、そのようなことを考え、そのようなことはですね、ないというふうに思っております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

○議員(児玉 助壽君) この、議案第66号、これはまだですか。どうもすみません。

○議長(山下 壽君) これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本4議案は、総務常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第 8 議案第67号「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。これから、本2議案について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」について、質問いたします。この中で、屋内施設の別表第4表、屋内施設の中の屋内施設、屋外施設と分けてありますが、屋外施設の中で、屋外運動場(小学校等)、使用料1月当たり電力等を使用するとき1,000円ということが新たに設けられております。これの根拠をお伺いしたいと思います。それともう1つ、備考の中で、利用団体等がそれに類似する施設を使用する場合を含むと書いてありますが、類似する施設とは、どういう施設を言うのかということをお尋ねいたします。それとあわせて、この第、ごめんなさい、第3条は載ってないですね、今回は。よろしいです。以上の2点についてお伺いいたします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の米山議員の御質問にお答えいたします。以前から懸案でありました、屋内施設と屋外施設が使用料が、屋外施設は取ってないということで、公平性を考慮いたしまして、提案させていただきましたが、この1,000円の根拠であります。ただいまあの、十文字のほうでメーターをつけて、以前からスポーツ少年団が利用していますけれども、この金額が年間で1万2,000円でありまして、それを参考に1,000円とさせていただきました。で、本来なら、あの、メーターをつけて徴収、あの、使用料を取るというのが一番いいのかとは思いますが、ま、自動販売機みたいに、あの、業者さんに貸す場合は、メーターをつけて使用料を取ってますけれども、ま、スポーツ少年団ということで、使用するのがスポーツ少年団ということでありまして、電球そのものも、各スポーツ少年団で負担しておりますし、見積もりを取りましたら、平均で3万円ほどかかるようでございます。それまで取って、あの、スポーツ少年団に負担をさせるのは妥当ではないということで、ええ、考えておまして、実際の使用料を参考にした1,000円ということで決めさせていただいております。それから、第2点目の、利用団体等がそれに類似するものということでありますけれども、これはあの、学校、学校の中で、東小、今あの、スポーツ少年団が使用しているところが、東小、それから、川南小学校、通山小が使用しているわけです。

れども、通山におきましては、あの、通山小学校でも野球が使っておりますけれども、その横にあります通山農村公園では、サッカーが使っております。で、ただいま農村公園においては、使用条例がないということもあまして、類似する施設ということで、この農村公園の分についても、この 1,000 円ということで、使用料を取らせていただきたいということで、提案させていただいております。以上です。

○議員(米山 知子君) あくまで十文字農村公園のスポーツ少年団が使用している金額を参考にしているということですが、その上の屋内施設の中では、いわゆる屋内運動場、小学校の場合には、電力を使用するときは1時間当たり150円という、非常に細かな時間設定がなされております。これの根拠とあわせると、また長くはなると思いますが、この屋内施設を使用する場合、屋外施設を使用する場合、それぞれ同一の根拠でないと、私は公平性を欠くのではないかと思います。その点について、屋内施設と屋外施設との公平性の問題について、お考えをお聞きたい。あの、屋外施設の中、いま、使用するのはスポーツ少年団ということを言われましたが、第3条の中に、今回の改正の中には載っておりませんが、第3条の中に、町長が特別の事情があると認めるものについては、使用料を減免することができるであって、規則が、減免措置に関する取扱基準というのも設けてありますが、こういうことは、この屋外施設の中、屋外施設使用料には含まれないのでしょうか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) え、ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。まず、屋外施設と屋内施設の金額の算定の仕方が確認できないということですが、ええっと、一応あの、参考までにですね、各小学校の体育館の電球を確認させていただきました。その中で、東小、山本小、多賀小が15個電球がついております。それから、通山小については、ちょっと電球が大きいのだと思いますけれども、8個、それから、川小については18個の電球がついております。屋外施設については、東小においては、大が3個。通山小については、小が4個。それから、川小においても、川小においては、大が1個ついておるんですけども、その電球の数を勘案してみましても、ま、屋外施設は5分の1ほどの電球なんですけれども、それで、まあ、一応、算定してみますと、60円の2時間。その月、週に2回使用したとして9回、それで1,080円になりますので、屋外の施設の電気料と、ほぼ月としては同じくらいになるかと考えております。ま、屋内施設についても屋外施設についても、それぞれ電球の数は違います。先ほど言いましたように、本来ならメーターをつけるのが一番いいんですけども、負担が大き過ぎるということで、この額にさせていただきました。それと、もう1点ですけども、3条の中で減免があるのではということですけども、これについては、減免は考えておりません。

○議員(米山 知子君) はい、今あの、屋内運動場と屋外についての電球の個数でしたけれども、これはワット数とかも同じものとしてカウントしてあるのでしょうか。消費電力的なものの方でされたのでしょうか。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の質問にお答えします。え、そのような詳細なワット

数までは勘案しておりません。先ほど言いましたように、今、体育館施設が使用料が100円、それから、電気量が1時間当たり50円となっておりますけれども、そのやつ、その分については、それぞれ、やはり、学校でも電球の数が違っているということで、トータル的に金額を設定するのがいいかと思ひまして、1,000円とさせていただきます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) ええっと、この、第66号、この東地区の運動公園条例の体育館の、こちら、使用料が出とるが、これは、いつから体育館が町のものになったと。議会の議決を受けてなるとるの。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。現在ですね、東の体育館につきましては、あの、救済のお願いが出てきてる状況でございます。それ、出てきてる状況で、それに対してあの、受納するということのですね、今準備をしているところでございます。以上です。無償譲渡に関しましてはですね、地方自治法96条関係のですね、議会の議決は要しないというふうに理解をしているところでございます。それから、条例改正等につきましてはですね、1月1日から施行していくということになっております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) これを見つと、この電力を使用するちゅうとこがあるが、これは、光熱費は入るとるわけやが、これは。電力は光熱費に入るわけやろうがね。電気は。ちゅうと、これは、地方自治法96条関係で、負担付きの寄附又は贈与及び権利の放棄について、議会の議決は歳入歳出予算と関係がなく、常にこれを要するものと解する。本条第1項第9号にいう負担付きの寄附又は贈与の意味は、寄附または贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その寄附又は贈与の効果に何らかの影響を与えるようなものをいうのである。したがって、土地建物の、建物その他設備資材等の寄附受領により、将来保険料及び設備使用のために、光熱水費の負担を生ずるような寄附又は贈与について、かかる性質の義務の履行を条件として付するものでない限り、負担的寄附又は贈与に該当しない、とあるけんどん、光熱水費を使うたら、負担的義務ってなるとるわけじゃが。これ見つと、そういう何にはなつとらんけど、都合のええとこばかり、これは、あの、抽出してあんたたち言いよるけど。こっちじゃあ、寄附、負担付き寄附ち解釈になつとるが。と、これは、これによるとよ、単に寄附者が使途を希望したのみ、寄附、指定寄附、(指定寄附)や、寄附等の結果、反射的に維持管理費が発生する場合などは、負担付きの寄附または贈与に当たりません、とあるけんどん、これは、維持管理費じゃないもんね、光熱水費じゃかい。で、議会の議決を経ずして負担付き寄附(譲渡)を承諾し、受領した場合は、首長の寄附採納の権限がない、無権限者の意思表示となり、契約は無効となると考えられます、とあるが、こっちじゃね。そうじゃから、これは、議会の議決を得とらんから、この、使用料も取ることはできんがよ、無償譲・・・、これは、どんげなつと、これは、ま、監査委員も地方自治法に詳しいから、監査委員にも聞くが、これは、無償譲渡の、これは、負担付き寄附にならんとですか、この体育館は。おれは、前、ずっと、議案の臨時議会の

ときもおれは、建物を負担付き寄附を、同時に議決するべきじゃって、まあ、言いよったが。で、これは、この前の議運のときも言うたっちゃけど、それ無視してあんたたちやっとするが。議会の議決をなし崩しにしよるっちゃねえ。ほんまにええ加減なことばかりしとることあるがよ、都合のええ解釈でしよるけど、こっちじゃこんげなっとするわけじゃが。こらあ、解釈の仕方でいろいろあるかい訴訟問題が起きるわけじゃけどん、やっぱ、ちゃんと手順手続を取ってせな、今度、予算の中に2万1,000円の、あの、歳入が出とるが、この予算書自体がだめんになりますよ。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいというように思います。負担付きの寄附または贈与に関することですが、これに関しましてですね、地方自治法関係実務事典というのがございます。その中でですね、名古屋、名古屋のですね、名古屋の市議会の事務局長が、あの、自治省のほうにですね、照会文書がございまして、その回答をちょっと読みさせていただきますと、「負担付きの寄附又は贈与は、寄附を受け入れる際に何らかの条件が付され、この条件を団体が履行しないときは、その寄附又は贈与の契約が解除され、返還義務を生じるようなものをいうものであるから、例えば、土地建物の寄附を受けるについて、今後これらの維持管理費が相当必要であり、これらの負担が団体にかかることが予想されるような場合等も、負担付き寄附ではない。」というふうに、あの、回答されております。その中で、維持管理費につきましてはですね、光熱費等も含まれるというふうに解釈をしております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんた、都合のええとこばかりどんどんいくけどんよ。ここん中に入っと、維持管理費は。維持管理費は負担付きの贈与にならんで書いてある、実際。じゃけど、光熱水費は、負担付きの贈与になるってあるが。そしたら、どっちにしても、先日も一般質問で言うたっちゃが、おれは、あの中で、ま、これがあるから言わんかったけど。もう、将来的に、もう、負担はつくちゅうのはわかっとするけど。あの、おれは、これはもう、光熱水費のなにと、維持管理費とは違うかいね。こらあ、和室、給湯室っち、いろいろあるけど、研修室やなんや。こらあ、給湯室使わんければ水は使い放題になっとかここは。まあ、都合のいいような何ばかりしよるけど。ま、議会の議決がいらんようなことばかり言いよるけどん。この、無償譲渡して、もし事故やなんやがあったらよ、あんげな危ないもんを、ただでもろうとって喜んどのわ、議会はばかじゃねえかって、笑われるような結果になるっちゃが。やっぱ、手順、手続踏んどかな、議会は笑われますよ、議会在が。水は使い放題で、ただかこれは。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。水の使用につきましてはですね、光熱水費として、あの、予算を計上させていただくということになろうかと思えます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) あの、生涯学習課長が、先ほど十文字のほうですか、そこを参考に電力料を決めたということですが、ええ、ま、御存じのとおり100ボルト、それから200ボルト、先ほど米山議員の質問の中で、ワット数は見てないと、個数も見てないと、ということだったんですが、

ま、あくまでも電力料、単価が違いますんで、その辺、当然御存じだと思うんですが、根拠としたワット数は、あ、失礼、ボルト数はどちらだったんでしょうか、お伺いします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の川上議員の質問にお答えいたします。ボルト数は200ボルトになっております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○代表監査委員(三角 巖君) 児玉議員のですね、質問でありますけれども、地方自治法そんなに十分に勉強しておりませんので、その分につきましてはあの、答弁ができません。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。午後の会議は1時からといたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本2議案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(中津 克司君) えっとですね、あの、午後の開会前に温泉分析書というのをいただきました。この中で、先ほど詳しい説明はなかったもので、この温泉分析書の内容について説明いただきたいというふうに思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 去るですね、11月30日に温泉分析を行いました。あの、あ、すいません、中津議員のですね、御質疑にお答えをいたします。あの、去る11月30日にですね、10年に1度ということで、義務を、あの、法的に義務づけられております温泉の分析をしております。検査日がですね、温泉の採取日が11月30日、分析終了の年月日がですね、平成23年12月2日、で、総合政策課のほうにですね、分析結果が送ってきたのが、平成23年12月6日であります。それで、分析結果について報告をいたします。川南温泉につきましては、提案理由説明にもありましたように、平成10年1月にオープンをしております。で、温泉分析のですね、平成9年2月13日に検査した結果の資料をお配りしておりますけど、このときですね、泉質につきましては、ナトリウム塩化物温泉となっております。で、浴用の適応症としまして、神経痛、筋肉痛はじめ、19のですね、適応症に効くということで、判定をされております。それから、飲用の適応症ということでもですね、慢性消化器病、慢性便秘に効用があるということで、判定をいただいております。

で、今回ですね、検査した結果なんですけど、今回のはですね、単純温泉、成分がですね、基準の、成分量が基準ほど入ってないということで、浴用の適応症としてはですね、前回の19適応症から14に減っております。飲用の適応ということ、これは判定上なっておりません。温泉法ですね、第2条で温泉の定義が規定されておりますけど、適応のですね、基準、大きく3つございます。源泉の温度、それから、溶存物質総量、特殊成分、この3つのうちですね、いずれか1つクリアしておればですね、温泉ということになります。平成9年度、平成9年2月のですね、検査結果は、源泉の温度が30度ございました。それから、溶存物質、これは1キログラム中ですね、1,000ミリグラム以上が温泉ということの扱いになりますけど、それが3,679。それからですね、臭素イオン、これ、1キログラム中5ミリグラム以上ということで、平成9年2月の時点では5.5、これもクリアしております。それから、ヨウ素イオン、これが1ミリ以上ということでですね、これも2.4、クリアしております。それからですね、メタホウ酸5ミリ以上、これが11.0。あの、源泉の温度を含めてですね、5つの項目でクリアしております。で、今回、11月30日のですね、検査の結果なんですけど、温度がですね、25.1度。それから、溶存物質、これは1キログラム中1,000ミリグラム以上が温泉という扱いになりますけど、これが559。と、リチウムイオン、これ1ミリ以上になってますけど、0.2ミリグラム。それから、第1マンガンイオン、これは10ミリ以上となっておりますけど、0.001ミリグラム。それから、ヨウ素イオン、臭素イオンについてはですね、検出をされておられません。で、フッ素イオンがですね、2ミリ以上が1.0ミリグラム。と、メタホウ酸、これ5ミリ以上なんですけど、2.4ミリ、メタケイ酸、31.7ミリグラムとなっておりますね、今回の検査結果では、温度、温度だけですね、かろうじて25.1度ですので、温泉の判定でですね、温泉法で温泉となるための基準値を示しておるのはですね、この源泉の温度だけっていうことで結果が出ております。以上です。

○議員(中津 克司君) 分かったようなわからんような説明ですけども、結論から言えば、温泉じゃないというふうなことをおっしゃったというふうに思っております。それで、あの、ま、見てみますと、これ見てみますと、浴用の適応症というのが14ありますけれども、この温泉じゃないと、温泉とは認められないということであるけれども、適応症は、これはあるというふうな理解の仕方でいいわけですかね。

○総合政策課長(諸橋 司君) ただいまの御質疑にお答えをいたします。私の説明がですね、ちょっとまずかったようです。先ほどのですね、源泉が25.1度あるっていうことでですね、1つクリアをしているということですので、以前ですね、ナトリウム塩化物温泉っていう判定結果が以前は出ておりましたけど、これがですね、温度だけがクリアしておりますので、単純温泉という扱いになっております。で、適応症につきましては、単純温泉の場合は、14の適応症、以前ですね、ナトリウム塩化物温泉につきましては19のですね、適応症がございました。以上です。

○議員(中津 克司君) この分析表が出る前ですね、私は、何とか継続はできないかと、まあ、あの、採算的に見れば、平成10年から営業をして以来、平成13年の黒字が1回計上された後で、今回、今日までですね、ずっと赤字ということ。平成22年が単年で900万円の赤字ということ

で、累計では6,320万円の赤字を食っております。それで、廃止もやむなしというふうな感じもしておりましたけれども、しかし、ここで、1,600メートル掘削して1億6,000万の経費をかけているというふうなことで、温泉の効用等があれば、町の運営は別にしてでも、民間活力等を利用した温泉の継続、即ち、ま、1,600メートル掘ってあって、今度取水口にキャップして終わりということで聞いているわけですが、ま、継続、あの、温泉の権利ですね、譲渡なり貸与、そこ辺について、何とか継続できる方法は全くお考えはないのか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の中津議員の御質疑ですが、ええっと、今、地権者がいらっしゃいますので、地権者と相談した上で、民間で御利用していただく、そういう方法は可能性として残っております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(林 光政君) あの、私しゃべる前にですね、ちょっとこの資料で、ちょっとあの小言に聞こえるかもしれませんが、思ったことを言わせてください。まさに温泉ですので、お湯です。何か、お湯、家庭の浴槽に水を張って、薪も入れて、まさに火をつけようかなって思ってる時に、何かこう水を差されたような、ちょっと火をつくるのを待てと言われたような感じがしております。この資料今いただいてですね、もし午前中じゃったら、恐らくあのまま議長が審議しておられたら間に合わなかったじゃろうと僕は思います。で、中身をまた見る、今、ちょっと暇もありませんけども、後で見ます。まず、質問ちゅうか審議に入ります。第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」っていう題ですね。簡易っていうことと、廃止っていうのになんかちょっと引っかけますけども、今日はあの、多分愛好家の方たちも来ておられるようです。で、私が聞いたところの、愛好家の人たちの声をですね、素直な気持ちで聞いていただきたいと思います。

まず、川南温泉存続を願う愛好家の方たちの声としてですね、私が聞いた範囲でちょっとあの、まとめてみました。入浴料金を上げて、なくさないで欲しい。商品券ならぬ温泉券なるものは発行は考えられないのか。赤字経営は大変なこととは思いますが、赤字になったからやめるでは納得はいかない。無線を使った町内放送など、川南温泉の宣伝または工夫はなされたのか。これはちょっと私たちも耳の痛いことなんですけども、議員、町長、副町長、役場職員は率先して利用すべきではないのか。町関係者の顔が見えない。まだあります。営業時間の短縮する、まあ、午後1時から20時くらいまでとか。また、春のキャンプ、女子ソフトボール部ですね、そしてまたあの、冬場にはあの、キャベツとか白菜などの収穫にいろいろ作業される方が毎日のように利用されます。まあ、借地料金の見直しなども言われた方もいらっしゃいますが、などなどを言っておられます。これはもう、一部です。で、重ねて私の所見ですが、温泉イコール福祉とは、ちょっと違うような考えの職員さんもおられるようですが、私は、お年寄りに対する1つの福祉の事業であると考えてもいいと思います。利益が上がれば、これに越したことはないと思いますが、町民のいやしの場として、町民の語りの場として、また、お年寄りの楽しみの場の1つとして残しておいてもよいと思います。2、3年から4、5年ぐらいの様子を見るという方法もあるのではと思いますが、山有との和解金の

思いをすれば、いますぐの閉鎖はいかななものかと思えます。継続の審議を要望いたします。ちょっと待ってください。先輩議員さんたちは、このような内容は知っておられたかとは思いますが、私は自分の勉強不足と思いながらもこの資料をですね、2回いただいております。1回目は9月の14日、一般会計決算の審査特別委員会、2回目はこの11月4日ですね。私に言わせれば、1回目は川南温泉簡易浴場今後の方針について、1から、沿革からですね、11、温泉施設の方向性について云々という説明がありました。2回目の資料では、閉鎖スケジュールですよ。利用者の調査状況などは、詳しくは、私は、これ、載っておらないと思います。しかも、その調査がですね、夏です。利用者の冬場に比べて明らかに少ないと思います。利用率にしてもですね、町民人口とあります。赤ちゃんも、体調を壊して病院に入院をしておられる方もホーム等の施設に入所しておられる方も、すべてひっくりめた総人口比と私は思います。同じ調べるなら、付け焼き刃的な調査ではなく、大切な資料ですので、ちゃんとした資料を出していただきたい、そう思います。以上です。これはあの、声として聴いて下さい。

○議長(山下 壽君) 林議員、質疑じゃないと。林議員、あの、質疑ですから、質疑する目的はきっちり言わないと、答弁者も答弁ができませんのでね、質疑したいことをちゃんと。

○議員(林 光政君) 継続審議というような方法で、いますぐ閉鎖ということに持って行くのではなくてですね、そういうことには持って行けないのでしょうかということを私あの、今申したいわけなんですよ。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時18分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

○議員(林 光政君) え、慣れないものですから、お恥ずかしい限りでございます。ええっと、今、私が申しましたことは、一応あの、皆さん聞かれたと思います。それについて、町長、まあ、関係課長でもいいですけども、どちらか、今後どのような考えですね、ま、これ今日、案で出ておりますから、そういうちょっと意見発表ということじゃないような話、今されましたので、お答えお願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ええと、ただいまの御質疑ですが、今あの、いろんな思いを讀んでいただきまして、まさにですね、日本国民の、私も含めてですね、多くの日本国民が温泉が好きである事実はまだ十分承知しております。私もその1人でありますし。そしてもう1つの事実として、全国の自治体で、やはり温泉をつくった時期が確かにありました。その自治体の多くがその処理を苦慮して、今まさにそういう時代を迎えております。そして、先ほど、状況説明は総合政策課長にさせますが、今、何を考えればいいのかということで、その、温泉を残す方法、町としては非常にこれはもう厳しいということで提案させていただいております。残る方法は、そのあとどなたかにお願いするとか、そういう選択肢はあると先ほどお答えしました。状況は総合政策課長に説明させま

す。

○総合政策課長(諸橋 司君) 林議員の御質疑にお答えをいたします。川南温泉につきましては、平成10年1月にですね、野田にオープンし、14年目を迎えております。当時は施設移転も視野に入れてですね、温泉用地を借地し、簡易浴場としてですね、営業を開始しております。その後ですね、財政的なこともあり、建てかえとか大規模改修もしておらずですね、温泉施設や各種機器類の老化が著しく、年々ですね、修繕費用が増加傾向にあります。一方、私どもの努力も足りないんですけど、利用者数についてはですね、減少傾向にありまして、当然ながら温泉利用料も減少しております。その結果ですね、歳出の超過になり、財政的に厳しい状況でもございます。ただあの、今回はですね、収支が赤字っていうことだけでですね、廃止の提案をしているわけではありません。今回温泉を廃止する判断をいたしましたですね、一番の理由なんですけど、建屋のですね、安全性について、もう危惧をされているところです。先ほど申しましたように、川南温泉施設は簡易施設として建設をされていたためにですね、主要構造部ですね、柱とかはり、それがあの、プレハブ用の軽量鉄骨でできております。で、これ以上ですね、耐える状況ではありませんので、一時的な改修とか修繕は無理と考えており、このまま営業を続けることは困難ということですね、判断いたしまして、利用者にとっては大変厳しい判断ではありますが、何とぞあの、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(竹本 修君) 2、3点質問をさせていただきたいと思っておりますが、この川南温泉につきましての、ま、分析の結果ということで、今日いただいたんですが、今、同僚議員の中からということでありましたけど、やっぱり急激な、こういった分析結果が出まして、その時点で、ちょっとこういう結果をですね、事前に調査して、こういった条例等につきましての考え方ちゅうものであるべきじゃないかというのが1点ですね。それともう1つ、この結果に基づいて、川南温泉という温泉の言葉使いは、あの、先ほど町長も言われましたけど、民間がやるにしろ行政がやるにしろ、こういった表示はできるものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総合政策課長(諸橋 司君) 竹本議員の御質疑にお答えをいたします。まずあの、1点目なんですけど、温泉のですね、分析書について、今日の配布になったことは、申し訳なく思っておりますけど、あの、今年がですね、ちょうど10年に1度の法的検査の年になっておりました。それで、11月の30日にですね、先ほど申しましたように検査を宮崎県衛生環境研究所に依頼をしてですね、検査結果を先週いただいたところでございます。で、まああの、もう少し早いときにお配りしとけばよかったんですけど、第1点目についてはですね、申し訳なく思っております。それから、第2点目のですね、川南温泉についてですが、分析の中で、いろいろ項目がありますけど、その中のですね、1つでもクリアをすればですね、温泉ということで大丈夫ですので、まあ、あの、成分については判定の基準を下回りますけど、温度についてはですね、かろうじて25.1度ございますので、単純温泉として表示ちゅうかですね、営業することはできると思っております。以上です。

○議員(竹本 修君) 温泉についての取り扱い方、文書じゃないけど、分析書の配布につきましては、一応了解をしておきたいと思いますが、今現在と言いますか、私たちに説明されましたのは、今、同僚議員も言いましたけど、今までの経費、それからあの、設置当時の経費等につきましては言われたとおりなんですけど、現在、年間に、去年は口蹄疫でちょっと稼働日が少なかったということで、通常よりも減額じゃないけど、そういった必要経費がなかったということでございますが、確かに、財政的には私も非常に危惧をしてる1人でございます。しかし、あすこの場合につきましては、まあ、当初から、借地という形で、これが私は一番のネックじゃなかったかというふうに思っています。ま、そういうことがありましての考え方、それに基づくところのですね、ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど町長が言われた、民間がやる場合については、そういった形については、いささか反対するものではございませんという答え等がございましたけど、それらにつきましても、町の行政指導といいますか、そういった形につきましては、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 先ほど私が申し上げました民間のことについてでありますけど、具体的には、まだ手続きも何もしておりませんので、この場では発言できませんけど、可能性はあると信じております。

○議員(竹本 修君) ま、3回目ですので、これはあの、申し上げて、返答ができるものにつきましては返答していただきたいと思いますが、まあ、私は、午前中の一般質問でも申し上げましたけど、これから先には、地元への説明、それから関係者への説明、そういったものを重視していかなければですね、やはり、今後の行政運営につきましても、特にこういった温泉、町民に行き渡るような施設でございますので、利用者につきましては少のうございますけど、そういったことで、非常に危惧をそこ辺あたりはしております。さらに、ま、こう言うのは失礼ですけど、長寿会じゃないけど、そういった年配者、それと地元への、先ほど言いました、民間にする場合については、特に、地元への交通アクセス、それから、排水のアクセス等を十分に考慮された上で今後の指導をやっていきたいというふうに思いますが、そのあたりの答弁を求めて質問を終わります。

○町長(日高 昭彦君) ええと、ただいまの御質疑ですが、地元への説明、午前中の質問でもありましたとおり、やはり、これからそういうところを一番大事にしていくべきだと考えております。これからできることは、当然していくことを考えております。あと、例えばアクセスとかの、いう仕付けでございますが、現在においては、まだそれはお答え、まだ考えておりません。まだこれからの検討だと思っております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 私は、この議案第68号の、この川南温泉の条例の廃止についてという議案をいただきました折に、たくさん地域の方からも、非常に川南温泉はいいと、泉質がいいということを伺っておりましたので、まあ、この廃止についてはもう一度さらに検証しなくてはいけないと思って、いろいろと勉強をさせていただきました。で、この分析書も議案熟読の日に、実は所

管課でいただいて、それなりに見させていただいておりました。で、結局、私、結論として言いますと、あの、さっきも課長がおっしゃいましたが、赤字だからということがまず前提ではないと。やはり高齢者がこれだけ喜んで使っていらっしゃる施設であれば、まあ、あの、たとえ赤字であろうとも、やっぱりしなくてはいけないものもあると思うんです。ただそれが、一番大元にある川南温泉がオープンした当時の温泉であるかどうかというの、今、私たちは、現在の時点では一番考えなくてはいけないことじゃないかと思えます。それで、もう一度先ほどの確認になりますが、結局は温泉法で言う温泉という3つの定義の中でクリアしてるのは、湯温が25.1度、0.1度クリアしていることだけで温泉と表示できるということだけで、あと、成分的には温泉ということは名乗れないというような現実であるということ、まず、それをもう一度確認の意味で、もう1つ確認したいと思えます。それともう1点は、これだけ愛好者がいらっちゃって、ま、確かに高齢者の方に至っては、憩いの場になっておりますが、温泉自体で、例えばこの今の状態を、他の何かで代替えをする、例えば、近隣には、木城町のゆらら温泉とか、高鍋の明倫の湯、西都温泉などありますけれども、そういう温泉を、今まで川南温泉を愛好されてきた方たちが、やっぱり温泉はいいよということで、高齢者の方たちが利用できるような、利用しやすいようなことを町の施策として取り組んでいけるのかどうか、ま、そのあたりの2点についてお伺いをしたいと思えます。

○総合政策課長(諸橋 司君) 米山議員の御質疑のお答えをいたします。あの、温泉法です、ね、第2条に定義が規定されておりますけど、温泉法の基準への適応の3つのポイントが上げられております。先ほど説明しましたように、温泉の温度、それから、溶存物質総量、特殊成分、これらの項目のうちです、ね、1つでもクリアをしておけばです、ね、温泉という扱いになります。で、川南温泉については、源泉の温度が25.1度で、25度を上回りますので、この温度だけクリアということになります。以上です。

○町長(日高 昭彦君) 追加で、もう1つの質問のほうですが、今後の町としての対応、ま、今後考えられることは、現在定期バス等走っておりますが、そういうことに関して、木城まで足を延ばすとか、そういうことは、今後検討できると考えております。

○議員(米山 知子君) 今、あの、今後の対応についてということですが、今、川南温泉の入浴利用料は300円、それから、周りの木城町、高鍋町、西都、ともに確か500円だと思うんです、ね。やっぱその差額の200円っていうのが、非常に高齢者の方にとっては、大きな、特に愛好者で、月に何回も、週に何回も行かれるような方にとっては非常に大きな負担になるんじゃないかと思えますが、その、足の確保というだけではなく、そういう経済的な支援については、一応確定ではなくて結構ですけど、どういうふうなお考えでいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 現時点においては、申し訳ありませんがまだ考えておりません。まあ、それも含めて今後の検討課題だと思っております。

○議員(米山 知子君) あの、ま、福祉の分野にも入ると思えますが、現在、はり、マッサージ、そういうので補助券というようなものを出されております、ね。ですから、そういう扱いなどして、やは

り高齢者の方の楽しみというのを、やっぱり、できるだけ、町の財政もちろんありますから、無制限にということではできないと思いますけれども、やっぱりできるだけことはして、そういうことで、今まで利用された方たちが、やっぱり温泉はいいねというような気持ちを味わっていただけたらと思いますので、その辺の検討を十分をお願いしたいと思います。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 川南温泉利用者の意見及び要望書を見られましたか、町長さん。お尋ねします。それと、今回の提案理由を説明されましたが、本当に納得できません。今回の提案理由ってというのは、本当に簡単に説明されていますが、納得できるものではありません。あの、最初に温泉をオープンした時の計画は、なぜ実行されなかったのか。14年経過して、老朽化がしたから廃止すると、本当に簡単な説明です。これまでどのような対策、努力をされたのかお尋ねします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えいたします。2点あったと思いますが、まず1点目につきまして、要望書のほうは読まさせていただきました。それから、この温泉の、細かい今までの経過については、総合政策課長に補足させます。

○総合政策課長(諸橋 司君) 内藤議員の御質疑にお答えをいたします。あの、先ほどですね、説明したようなことですね、まあ、提案理由の説明にもありましたとおり、あの、内容については、同じような内容なんですけど、今まで担当課として、どういうことをしてきたかっていうことになりまして、オープン当時はですね、温泉利用の働きかけとして、敬老会、国民健康保険事業などですね、温泉の入浴券配布を行っております。またあの、福祉バスを使って長寿会のメンバーのですね、川南温泉への送迎も実施しております。で、なぜ14年を迎えて簡易施設のままであるのかということにつきましても、先ほど御説明いたしましたように、財政上の問題としてですね、そういう取り組みができなかったということです。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 川南の宝の資源として、温泉を活かしたまちづくりはできないのか、あの、先ほど同僚議員が質問に対して、民営化などまだ考える余地はあると言われましたが、温泉の温度が下がって燃料費が3倍になったと言われますが、太陽光利用とか、燃料費を下げる工夫っていうものもできるのではないのでしょうか。利用者が少ないと言いますが、最初のうちはいろんな手だてがあって、たくさん来てて黒字だったと思います。黒字っていうことで運営ができていたんですから、それを継続すればよかったなと思うんですけど、最近では、そういう補助券とか、そういうものは出されていませんよね。あの、宣伝も、温泉の看板ですか、道端にありますけど、小さくて、私は友たちに説明しても、行き過ぎてしまって、木城まで行ったとかあるんですよ。そういう宣伝の仕方も悪いと思います。もっと……。廃止ありきで、もう、廃止の提案ですので、廃止か継続か、まあ、そのことだけに絞られるのかも知れませんが、本当にあの、お年寄りが利用しているあの状況を見てもらったと思うんです、こないだ町長さんも入りに来られてましたので、分かったと思いますが、本当にお年寄りの人たちの憩いの場である川南温泉をですね、本当、川南町の宝

として活かしていけば、川南町の活性化に私はつながると思うので、もう一度廃止ありきではなくて、考え直してもらいたいと思うんですけど、こういう提案ですので、右か左かになるとは思いますが、残すことで民間の活用ができないのか、民間への委譲とか、委託は考えないのかっていうことを、もう一度確かめておきたいと思います。いかがでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) まあ、いろんな御意見をいただきまして、例えば、温度が低いなら、油だけでなく太陽光を使ったらどうかと、まあ、そういったことも含めまして、私が就任して7カ月が過ぎましたが、いろんな面で今、気づいてることがですね、思っていることが、やはりもっと過去に努力ができたんでないかということを感じてるのは、正直な気持ちであります。今までの分に関しては、もう後戻りはできませんけど、今後、やはり他にも、竹本議員にも言われましたけど、まず先に説明をして、努力をして、自分たちでそういう宣伝をする、そういう営業努力をする、こういうことはこれから非常に大切なことだと思っております。それから、委託という言葉だけを追いかけますと、現在シルバーに委託しておりますので、町としては手は出せないとなると思いますが、その後の話はまだ可能性はあると思っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 町民の健康増進の場としての温泉っていうのがあると思うんですよね。あの、本当、私自身も足が痛くて、立っているのが、こうして立っているのがつらい時期がありました。そして、温泉に行きました。300円の温泉料ですけど、本当に治って、今、喜んでいます。あの、その体験があってですね、川南温泉じゃなくて他の温泉でもいいんじゃないかって言われますが、本当に川南温泉にきている方々は川南温泉を残して欲しいと言ってる気持ちをどうぞ汲んでいただきたいと思います。それで、あの、健康増進っていうことを、温泉を利用した健康増進っていうことを、もう少しあの、考えていただきたいっていうことを訴えたいと思います。これはもう質疑にはならないと思いますが、皆さん行って見て、本当に温泉の良さっていうのは分かるんですよね。温泉に入ったことがない人は、川南の温泉が本当にいいなあっていうことが分からないと思いますが、遠くからみえてる方は、この、今日、温泉の内容が温泉じゃなくなったよって言われましたけど、遠くから来てる人はですね、つくづく川南温泉はうらやましいっていうことを言っておられます。どうぞこれを活かして、川南を温泉を宝にするような施策っていうのをもう一遍考えて欲しいと思いますが。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(児玉 助壽君) この、大久保の農協の跡地が、請願が採択されて、請願の尊重して買うことになったて言いよったが、これの存続する請願が出て、もし採択されたら、尊重して、あの、存続させますか。

○町長(日高 昭彦君) ただ今の児玉議員の質問でございますが、請願書が出たものすべてを承諾というのは、それは厳しい問題だと思っておりますが、当然そのときに、何のために、どういう目的であるのかというのは、論議する必要があるかと思っております。大久保に関しましては、スポーツランド構想というものに合致したという点で、議会のほうに上げさせていただきました。以上で

す。

○議員（児玉 助壽君） まあ、先ほどの質問ですね、大久保の件に対しては、明確な費用対効果やなんや、経済効果なんか出とらんわけですが、これは町長の才覚、裁量で請願はどうにでもなるわけですが、やっぱり、その、請願を尊重するちゅうようなことを書いとつとですよ。今回のこれ、これは、請願で出た場合は、困りますよ、町長。ある時は、あつちは請願が出たから尊重して買った。今度こっちが出たら、ほんならあの、費用対効果面で何じゃかいしてよ、都合のええときばかりそんげな何を言いよつたら、町民が納得しませんよ。ちゃんと費用対効果を出して、こうこうじゃかい、土地を取得するなら分かるけどん、この、こんなのも、請願で採決されたらよ、そういうふうになりますよ、町長。請願で出たら存続さするかって言いよつとよ。うん。答えになつとらんわ。ほんじゃかい、もう、最初、存続、存続させんとやろ。うん。請願が出たら。請願が出てん。議会が、まあいいわ、おれはもう1回あるから言うけどん。議会が、そらあ、もう反対の人が多いかも知れんけどん、もし請願で採択された場合は、ね、前んようなその、答弁、今度の何でん、都合のええときだけ、その、費用対効果がね、いろいろ理由つけて、あの、請願が出てんでけんようなこつ言いよるけどん、あっこじやって一緒ですよ。やっぱり、ちゃんと、ものは人、町民に分かるこつ説明せん、あの、存続じゃの、廃止じゃのって、言うとは、言うことはできませんよ。もうじゃかい、存続せんわけですね、請願が出てん。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、請願が出れば、当然論議すべきことだと考えております。その場その場で区別をすることなく、すべてに討議するべきだと考えております。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（河野 幸夫君） 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」、ま、これは先ほどから同僚議員が言われておりますけれども、先ほどの町長の話では、これからこういったものを住民に説明していきたいというようなことだったようですが、ま、これまで以前にですね、十分な説明をされたかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○町長（日高 昭彦君） 河野議員の御質問にお答えします。ええ、これまでに、住民の皆様十分に説明したかどうかという質問に関しては、十分であったとは言えないと思います。ま、あの、私が先ほど申ししたのは、今までいろんな何回かの議会のうちに、こういう直面しておりますが、すべてを含めて、先に先に、やはり事前に、これからそういう問題は十分に説明することが必要であると申したつもりであります。今回については、特にいろんな場所で説明したが、足りてたとは思っておりません。

○議員（河野 幸夫君） ええっと、この条例はですね、平成24年の7月1日から施行するとなっております。ほいで、これから先、ま、今、町長の話では、説明するということでございますので、十分に住民に説明していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 必要な説明は十分にしたいと考えております。以上です。

○総合政策課長(諸橋 司君) ただ今のですね、あの、住民説明の件なんですけど、担当課としてですね、十分な説明ができていないことはですね、お詫びしたいと思います。こちらから、地元とか利用者のほうに出向いてでのですね、説明会は開催しておりません。ただあの、利用者の方がですね、役場のほうに3つのグループが見えたと思うんですけど、その方たちにはですね、ちゃんとあの、今の状況を説明して、あの、理解をしてもらうようお願いをしたとこです。それから、先週のですね、12月7日の区長会のときには、温泉、川南温泉についてのですね、説明はしております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、総務常任委員会に付託します。

日程第10 議案第69号「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(濱本 義則君) この、議案第69号の契約の変更については、使う、使用する材料の変化による減額だというふうに思っております。でまあ、あの、その中で、クラッシャーから近くの土を使うということになっております。で、まあ、当初設計段階では、恐らくクラッシャーを使いなさいということになった、だったと思っておりますけども、これ、変更するのはですね、設計者が言ったのか、それとも施工者がこれをやりますよと言ったのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○建設課長(村井 俊文君) あの、設計者でございます。川南町でございます。

○議員(濱本 義則君) それではあの、設計は川南町でおやりになったんですかね。そうすかね。はい。ええっと、その間におきまして、この材料による、強度は別といたしまして、いわゆる今問題になっております、いわゆる耐震性、この辺の、なんてんですか、調査って言いますか、それは十分もう調査なさいましたか。

○建設課長(村井 俊文君) 濱本議員の御質疑にお答えします。耐震性につきましては、橋がですね、耐震性には該当します。道路につきましては、路床の支持力、CBRというのがあります。それに基づいてですね、まあ、当初はクラッシャーランということだったんですけど、高森近隣公園から良質のCBR4ぐらいのですね、ちょっと検査をしまして、それが出るということで、まあ、これの方がコスト的に安く上がるということで、今回流用し、向こうのほうに持って行ったわけです。以上です。

○議員(濱本 義則君) まあ、今の御返答の中で1つ気になることがあるわけですけども、橋は耐震でぴしゃっとしておりますよと、ところが、道路はその規定にありませんからというふうに私は受け取ったんですけども、もしそうであるとすればですね、今度の大地震のような、想定外というこ

とまで今度また出てくるわけですね。で、そこ辺を確認したかったわけです。終わります。

○建設課長(村井 俊文君) 濱本議員の御質問にお答えします。道路につきましては、あの、ま、A交通とかいろいろございます。B交通とか。それに基づいて、ま、路盤から表層までのTAと換算します。等値換算係数としまして、それを満足すればいいというふうになっております。道路自体については、もう耐震性はないと、ただ、交通量によって、その断面、路盤とか、舗装厚が決定してきますので、そういうことでございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第11 議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第12 議案第71号「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」

日程第13 議案第72号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

以上、3議案を一括議題とします。ここで、上下水道課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○上下水道課長(新倉 好雄君) 議案第71号の御審議に入っていただく前に、誠に恐縮でございますけれども、議案第71号「川南町水道事業会計補正予算(第1号)」の、5ページ、平成23年度川南町水道事業貸借対照表の修正をお願いしたいと思います。この5ページの上から2行目、括弧書きで、(平成24年3月31日)というふうに記載してありますものを、(平成23年11月30日)に訂正をお願いしたいと思います。理由につきましては、当初、議案としましては、平成23年度の決算予定基準日をこの括弧書きの中に記載しておりましたけれども、この貸借対照表の中身が、平成23年11月30日現在であることに照らし合わせて、今回修正のほうをお願いいたします。遅くなりまして大変申し訳ありませんでした。平成24年3月31日を修正していただいて、平成23年11月30日です。当初は、平成24年3月31日というふうに記載してありましたが、修正は、平成23年11月30日です。以上であります。

○議長(山下 壽君) これから、本3議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) ええっと、「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」のこれは11ページ、この東地区屋内施設使用料2万1,000円ですよね、ま、先ほどもこれは、地方自治法96条の9項、執行部と私との見解の相違ちゅうか、平行線で終わったわけですが、まあ、監査委員に対してこの、中立の立場でですね、これが、あの、96条の解釈について伺ったところじゃったっちゃけん、まあ、地方自治法に疎いから分かんと言うような答弁じゃったが、これは、わたしが言うこつ、自治法96条に抵触しとったら、監査請求もんの予算じゃと思うがよ、この、監査委員の答弁じゃたらこれは、監査請求することはできなくなってしまうが、こういう状態で、あの、

町の行政のやりくりがでくつとですか。

○代表監査委員(三角 巖君) あの、お答えいたしたいと思います。ま、監査請求が出た場合ということでもありますけれども、仮定の話であります。もし、出てきた場合にはですね、それはそれなりにいろんな調査をし、いろんな法的な根拠も調べながら、監査請求に対する回答はしていくということでもあります。

○議員(児玉 助壽君) 昨日でしたか、同僚議員の川上議員が、ま、監査についての何を質問されたら、まあ、地方自治法に精通しとるような答弁であったのですね、じゃかい伺ったっちゃけんど、執行部にええほうに解釈して監査請求は受け付けんこつなると思うわけですが。まあ、それから、これは、ええと、17ページのファンド事業、700万の予算をつけとるわけですが、当分これは、あの、今、キャンプとかに来とるわけじゃが、それに対応した事業って思うわけですが、この、今キャンプに来とる人たちが、この、町内の施設の利用度はどのぐらいになつとですか。それから、その、まあ、利用度が分かれば、費用対効果、経済効果が出てくると思うわけですが、そういう、その、費用対効果、経済効果をもって、この、ファンド事業活用するちゅう計画じゃったら、その、費用対効果、経済効果の何は出ると思わが、そこ辺は出とつとですか。

○総合政策課長(諸橋 司君) 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。あの、川南町におけるスポーツキャンプの誘致の実績というか、そういうお尋ねだったかと思います。公式野球がですね、学生、社会人、それからソフトボールの社会人、学生、その他ですね、高校野球等もですね、本町に来ていただいております。一例を申し上げますと、これはあの、平成22年度の資料でございますが、茨城県からですね、住友金属鹿島製鉄所硬式野球チームがですね、2月の14日から2月の28日まで、滞在日数15日間、参加人員50名、延べ人員がですね、750名。で、住友金属鹿島製鉄所につきましては、平成17年度からですね、本町でキャンプをしていただいております。選手含め50名のですね、キャンプに要する費用、これあの、東京からの航空運賃も含めますけど、1,000万程度キャンプのほうで費やしておると言うことです。同じく大学野球でですね、平成22年度、神奈川大学がですね、同じく神奈川県から本町で12日間、延べ人数720名ですね、だから、ま、住友金属と同等ぐらいのですね、キャンプ費用は使われたんじゃないかと思っております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) まあ、聞くところによると、高鍋町に宿泊してここを利用しよるちゅうなんもあると言うようなこっちゃけんど、まあ、人数ばかり、何して、その、宿泊率が何パーセントかも分からんようじゃつたらいかんけんどん。まあ、この施設つくった場合ですよ、この、一過性のなんじゃつたら効果がないわけですが、まあ、10日か15日その、おってもらわんないかんわけですが。そんげなつとですね、やっぱ、最近おれは散歩しよつとやけんど、どこもそこ臭くてたまらんちゃが、そこ辺から整備していかんな、この、こういう施設つくってん、キャンプする人がこれかい増えるか増えんかの問題になつとくつとやけんどん。そこ、そういう点の環境整備面も、これ、力、これと同時に、力入れちていかんならんとするやけんど、そこ辺のそこは環境整備面も含めた、

この、施設のあり方についてどう考えてるのか、伺います。

○総合政策課長(諸橋 司君) あの、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業ですね、屋根付き多目的運動場整備を考えておりますけど、これはですね、キャンプばかりをですね、考えておりません。先ほどのですね、スポーツランド構想、それから、屋根付き多目的運動場ということですね、あの、雨の日も、まあ、使えるということで、これにつきましては、長寿会のスポーツ、それからスポーツ少年団等にも利用できると思っております。で、交流人口のですね、増加を狙った事業でございます。で、以上です。

○農林水産課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。ええ、先ほどですね、お話があったようなことも、もう当然あるわけでございます。そういうことを受けまして、今回の25ページに記載させていただいております、畜産経営再開支援推進事業、こういうことを通じてですね、畜産環境の保全にも努めていく、また、環境対策課ともタイアップいたしまして、いろんな消臭効果のあるものをですね、使いながら、消臭に努めていながらですね、生産性を上げていくと、そういうような取り組みをしているところでございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第70号の、24、25ページ、農林水産課関係ですけど、交付金51万円か、JA尾鈴ハウス部会かね、微生物農薬を使用した病虫害の駆除を行う事業に対し補助するてありますが、何人ぐらいが対象なのかということと、次のあの、19ページですかね、交付金の3,500万円のその養豚経営再開支援対策費として、県の補助を受けて、尿処理施設を改良または処置する農家に対し補助するって書いてありますが、どんなことをされるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○農林水産課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。まず1点目、51万円、みやぎエコ農業実践事業でございますが、対象者が11名でございます。提案理由でも御説明申し上げましたとおり、キュウリ農家11戸に対しまして、スワルスキーカブリダニというですね、天敵製剤を使いまして、キイロアザミウマという独特なですね、害虫がいるんですが、その退治を、そういう天敵製剤を使って退治するという取り組みを行うものでございます。これはあの、県単事業でございまして、歳入で県単51万円を受けまして、そんまんま団体に補助するという形をとっております。事業費の2分の1を県が補助するというものでございます。それから、もう1つ、畜産経営再開支援推進事業3,500万円でございますが、これにつきましては、川南町で養豚を再開するにあたりまして、どうしてもあの、尿処理施設がないという農家さんが14戸ございます。その中の2戸につきましては、大規模養豚農家でございまして、国の補助事業、口蹄疫復興基金というのを設立されまして、そのほうで2戸はカバーできました。しかしながら、12戸につきましては、国の事業に乗れないという状況がございましたので、県に要望しまして、県で補助をつけていただくという話ができて、それで、あわせまして、町の6分の1をつけまして、2分の1の補助を行って、この12戸の養豚農家の尿処理設備を整備するものでございます。新規の設置とあわせて、一部

だけ改善すればよいというところもございますので、この12戸で対応していこうということで、この金額を上げさせていただいております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(濱本 義則君) 同じく、今の25ページでございます。6款2項3節ですね、あの、職員の手当の中で、一遍に、まあ、あの、かなり多額の時間外勤務手当が出てるわけですけども、これ、一遍にこれくらい出るということは、これは1年分なのか、それともなんか特殊な事業をおやりなのか、ちょっとその辺をお伺いしたい。

○農林水産課長(押川 義光君) 濱本議員の御質問にお答えいたします。時間外勤務手当の今回の提案でございますが、これにつきましては、現在あの、口蹄疫復興に取り組んでいる中で、次々と農家の訪問、あるいは補助事業の対応、そういうことを迫られております。現有の職員でずっと対応してきておまして、プラス臨時職員等も配置しておりますけれども、それ以上に復興の対策をいろいろな形でですね、やる部分が多く、ま、こういうふうな追加になってしまったと、いうことでございます。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 議案第70号、一般会計補正予算の17ページ、2款総務費、総務管理費の項で、一般管理費の中の高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金10万円とあります。まあ、これは非常にあの、おめでたいことだと思いますが、ええ、ま、あの、毎回このラグビー、高鍋高校のラグビーの全国大会出場に対して補助金が出されております。で、確か、2年ぐらい前に、あの、社会、社会体育、生涯学習課のほうの全国大会出場での、ま、祝い金と言いますか、そういうのとあわせての考え方ということ、あの、常任委員会のほうでお話をしたと思いますが、また例年どおりの高鍋高、あの、10万円の補助ということで、総務管理費、総務の総務管理費の中で出てきておりますけれども、え、このことについての御説明を1点と、もう1つがですね、23ページ、4款衛生費、衛生1項衛生保健費、予防接種事業のうちの予防接種委託料616万4,000円で、補足説明の中で65歳以上の方への補助ということでした。で、私あの、昨日ちょっと病院を、あの、病院に行きまして、こうずうっと見ておりましたら、近隣町村、補助、高齢の方に対してのインフルエンザの補助を出しております。で、だいたい1,000円から1,500円。その中で1つ、あの、あれっと思いましたのは、生活保護世帯への補助が、例えば高鍋町の場合には、65歳以上の方への補助は1,500円で、川南町と一緒になんだったんですが、生活保護の方は無料と、高鍋町はなっておりました。で、川南町は、生活保護の方も1,500円、普通と変わらなかったんですね。でまあ、この辺、財政上の問題はあるとは思いますが、やはりあの、こういう予防接種というのは、1つが抜けましてもあんまり効果が、あの、ま、医療費ということを考えますと、やはり、いろんな可能性のある方、特に経済的に恵まれない方については、やはり補助をできるだけしてあげたほうが接種できるんじゃないかと思っておりますので、ま、このことについての説明をお願いいたします。

○総務課長(吉田 一二六君) 米山議員の御質問にお答えしたいと思います。高鍋高校のラグビー部関係の費用でございます。まずあの、近隣の状況を先に説明させていただきたいと思います。今回ですね、高鍋町が15名で50万の予算を、なんか計上されてるようでございます。それから、新富町が1名の14万4千円。それから、木城町が1名で、10万円。それから、都農町が1名の10万円ということで伺っております。今回、川南町のほうではですね、スポーツ大会出場報奨金の交付規定の中の、全国大会の報奨金ですね、これを参考にですね、1万5,000円×6名分ということと、隣接の町村の状況を見てですね、計上させていただいたところでございます。以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 米山議員の今の御質問にお答えいたします。御提案していますインフルエンザにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、川南町民の場合、2,100円で、生活保護者については、無料ではございませんで、同じ額をいただくということにしております。ま、これについては、いろいろ議論はしてきたとこなんですけども、現在あの、低所得者と生活保護者との垣根が、なかなか今、そんなになんないというのが解釈の中でありまして、また、他町村の状況も見た中で、今後検討をしていきたいと思っております。本年度につきましては、そういうことでお願いしたいと思います。以上です。

○議員(米山 知子君) あの、高鍋高校のラグビー部の全国大会の補助金については、まあ、確かに近隣町村との兼ね合いというのがありますので、まあ、10万円でもよろしいかなとも思いますけれども、やはり、全国大会出場というのは、どのスポーツに限らず、やはりそれなりの努力をした人たち、子どもたちが出場するわけですから、そういう意味では、やはり、平等性ということ、まず念頭に置いて考えていただきたいなと思っております。それと、予防接種の件に関しては、生活保護でこういう65歳以上で、あ、生活保護の方っていうのは、何名ぐらいその、対象だったのかっていうことはカウントされましたか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 申しわけありません。65歳、だいたい実際、150人程度生活保護者がいると思っておりますけども、65歳以上の高齢者についてのカウントはちょっとやっております。申し訳ございません。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 議案70号ですね、川南町一般会計補正予算の30、31ページ。10款4項社会教育費のうちの13節委託料、雨漏り防水工事設計管理委託料320万というのがあるんですが、これ、説明の中では文化ホールというふうに説明がありましたが、補足説明書の中ではですね、来年度以降に行う文化ホール図書館雨漏り防水工事のためということになっておりますが、この図書館が入るのかどうか1点、それから、随分あの、設計料っていうのは高いもんだなというふうには思ってるんですが、この320万かけて来年度以降に行う文化ホールの補修の形がどのようになっているか、そこのとこの説明をお願いします。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただ今の川上議員の御質問にお答えいたします。まず、第

1 点目ですけども、雨漏り防水工事があの、図書館と明記されているということですが、まあ、明確には図書館とドームの間のエントランス、図書館にも付随するんですけども、その部分が入っております。で、もう 2 点目なんですけれども、この設計額がどのような範囲であるかということはどうですか、ドームの屋上防水工事と、屋上の、エントランスのガラス周りですか、この部分の約 4,000、今の試算では 4,100 万ぐらい想定しておりますけれども、それについての設計額であります。で、あと、残りの部分につきましては……。すいません。ドームの外壁、それから、耐用年数が高いと言われているステンレスとか、その部分についての残りの防水工事、ええっと、8,000 万ほどを計画しておりますけれども、それはあの、今の段階では設計としては考えておりません。

○議員（川上 昇君） せんだってですね、文化ホールに、現地を、文化ホールの現地を見せていただきました。ええ、ま、このようにしたらいいんじゃないかと何名かの議員でですね、話が出ましたが、様々なアイデアって言いますかね、補修の形があらうかとは思いますが、ま、その辺、どのように考えてらっしゃるかという形がまず聞きたかったのが 1 点。それから、来年度以降というふうに説明で表記されておりますけども、来年度分なのか、来年度以降、大方この分の雨漏りの補修をすれば、まず一通り完成だということまでを含んだ来年度以降との部分の 320 万かどうかというのを伺います。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 再度あの、川上議員の質問にお答えいたします。え、工法としては、景観を度外視いたしまして、防水のみを追求する設計が十分検討できるように考えております。で、24 年度以降で言う、に行うというものに対しましては、先ほど言いましたように、23 年度以降に行いますのは、あ、24 年度です、すいません。申し訳ありません。24 年度に工事を計画しておりますけれども、24 年度以降にする部分については、先ほど申しましたように、文化ホールの屋上とエントランスのガラスの部分だけを考えておまして、現在漏水があまり深刻でない部分については、設計としては考えておりません。以上です。

○議員（川上 昇君） はい、それでは、とりあえず差し迫った部分の雨漏りの補修の設計委託料かというふうに理解をしたところです。最後に 1 点伺いますが、あの、景観重視ということで段々がついておりますけども、文化ホールのあの雨漏りしている部分がですね、あそこ、我々が行きましたときに、1 つのアイデアとして、高いところから低いほうまで、長尺もので一気に下ろしたらどうかというような 1 つの案と言いますか、アイデアも出ましたが、その辺についてはいかがに、いかがな考えでしょうか、最後に伺います。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 工事担当者とも、その点について、まあ、アイデアとしても実際そういうのができれば一番漏水がしない、防水に最適の工法だということで検討してまいりましたが、一体でかぶせるとなると、そのかぶせるものがもし軽量であったにしても、それを支える土台がかなりの重量の鉄筋とか必要でありまして、要するに構造的にそれはちょっと無理だということで、それぞれのところに屋根をつけて、今まで中に排水していたものを外に排水をするという工法で考えております。以上です。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 議案第70号、川南町、平成23年川南町一般会計補正予算(第5号)について、ええっと、23ページになります、3款民生費2項児童福祉費の1節、児童福祉総務費保育所移譲先選定委員会謝礼となっておりますが、これは何名で、名前を公表できるなら教えてください。それとですね、次の休日夜間保育事業、これ、夜間保育というのは何時ごろまでされるんですかね。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただ今の河野議員の御質問にお答えいたします。保育所移譲選定委員会の謝金につきましては、6名の4回分を考えております。選定委員につきましては、まだ決定しておりませんし、選定ということで、既に応募の期間に入っておりますので、名前の公表につきましては、慎重に考えさせていただきたいというふうに思っております。延長保育につきましては、ちょっと時間の確認はしてませんが、8時というふうに思っています。ちょっと正確な確認をして、また御連絡いたしたいと思えます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第70号一般会計補正予算(第5号)のうち、10款教育費5項保健体育費3目学校給食費の需用費のことで、まず、燃料費の60万、光熱水費の60万で、これで予算計上されております。で、これはあの、学校給食はもう委託業務になっておりまして、委託先はかわったりもしておりますが、まあ、元々当初予算よりも、この予算が上がったことの経過ですね、あの、燃料費が上がったものなのか、それとも管理の仕方が変わることによって水道代とか電気代が上がってきたことなのかということ、ちょっと御説明をお願いいたします。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 徳弘議員の御質問にお答えをいたします。まず、燃料費につきましては、昨年に比べまして、重油、軽油代とも値上げによる不足額の計上でございます。それから、光熱水費につきましては、まあ、主な要因としましては、生野菜等ですね、献立を増量しての洗浄とか、衛生管理面でのですね、強化ということで、昨年に比べまして十分な流水でのですね、洗浄とあと洗浄回数ですね、これを増やしたために、水道、電気代のですね、不足が予想されましたので、今回見込み計上ということで計上いたしました。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 野菜の洗浄で増えたということですが、まあ、あの、だいたい野菜を使う量っていうのが毎年そんなに大きく変わるものかどうかっていうのがちょっと分からないんですが、今年特別に生野菜を使う量が増えてきたことというらえ方でいいんでしょうかね。例えば委託先がかわることによって、管理の方法、例えばあの、場内の清掃方法で水がいるようになったとか、そういうことではなくって、野菜、単純に野菜加工するためのものの作業として、例年より生野菜が多かったということの考えでよろしいでしょうか。

○教育総務課長(吉田 喜久吉君) 徳弘議員のですね、御質問に再度お答えいたします。まあ、主な要因ということでですね、生野菜につきましては、まあ、昨年より献立の関係でですね、増えたというのは事実でございます、まあ、あと、県のほうのですね、衛生管理面の指導というこ

ともありまして、十分な洗浄ということですので、多分そういったのが主な要因として増えたんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第71号は、産業建設常任委員会に、議案第72号は、文教厚生常任委員会に、それぞれ付託します。

日程第14 議案第73号 「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 議案第74号 「教育委員会委員の任命について」

を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。本案に賛成の方は、起立願います。全員賛成であります。したがって、議案第74号「教育委員会委員の任命について」は、これに同意することに決定しました。

日程第16 選挙第 1号 「川南町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」

を行います。現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が、12月22日で満了する旨、選挙管理委員会委員長から通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものです。なお、定数は選挙管理委員会委員、同補充員ともに4名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、【永田 雄三】君、【黒木 義敬】君、【木内フミ子】君、【大山 忠男】君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました【永田 雄三】君、【黒木 義敬】君、【木内 フミ子】君、【大山 忠男】君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。第1順位【押川 文男】君、第2順位【原俊治】君、第3順位【永友 鐵雄】君、【市村 郁子】君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名いたしました、第1順位【押川 文男】君、第2順位【原 俊治】君、第3順位【永友 鐵雄】君、【市村 郁子】君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただ今、当選されました方には、議長から文書をもって当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午後2時38分閉会